

大牟田市最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市（企業局を含む。）が発注する建設工事並びに測量、調査及び設計の請負契約（以下「建設工事等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格制度を適用する場合における事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象となる入札)

第2条 この制度の対象となる入札は、企画総務部契約検査室が所掌する建設工事等のうち、競争入札に付するものとする。

(制度を適用する旨の明示)

第3条 市長は、最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知等において、次のことを明示するものとする。

- (1) 最低制限価格制度の適用があること。
- (2) 最低制限価格に満たない価格で入札した者は、無効となること。
- (3) その他必要な事項

(最低制限価格)

第4条 市長は、第2条の適用対象となる入札について、適用案件ごとに最低制限価格を定めるものとする。

2 建設工事の最低制限価格の算定は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数切捨て。以下この項において同じ。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合は100分の75を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の100分の97の額
- (2) 共通仮設費の100分の90の額
- (3) 現場管理費の100分の90の額
- (4) 一般管理費等の100分の68の額

3 建設工事のうち特別なものにおいては、前項に規定する最低制限価格について、同項の規定にかかわらず、100分の75から100分の92までの範囲内において市長が別に定める割合を予定価格に乘じて得た額（千円未満の端数切捨て）に100分の110を乗じて得た額とする。

4 測量業務、調査業務及び設計業務の最低制限価格の算定は、次の表業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった同表(1)から(4)までの欄に掲げる額の合計額（千円未満の端数切捨て。以下この項において同じ。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、測量業務及び地質調査業務以外については、当該合

計額が、予定価格に100分の81を乗じて得た額を超える場合は当該100分の81を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合は当該100分の60を乗じて得た額とする。

業種区分	(1)	(2)	(3)	(4)
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の50を乗じて得た額	一
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額	諸経費の額に100分の60を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額	解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額	諸経費の額に100分の50を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に100分の90を乗じて得た額	一般管理費等の額に100分の50を乗じて得た額

- 5 前項の規定にかかわらず測量業務については当該合計額が、予定価格の100分の82を超える場合は当該合計額に100分の82を乗じて得た額とし、予定価格に100分の60を乗じて得た額に満たない場合は当該100分の60を乗じて得た額とする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、地質調査業務については、当該合計額が、予定価格に100分の85を乗じて得た額を超える場合は当該合計額に100分の85を乗じて得た額とし、当該合計額が予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は当該合計額に3分の2を乗じて得た額とする。
- 7 委託業務のうち特別なものにおいては、前3項に規定する最低制限価格について、同項の規定にかかわらず、100分の60から100分の81まで（測量業務にあっては100分60から100分の82まで、地質調査業務にあっては3分の2から100分の85まで）の範囲内において市長が別に定める割合を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）に100分の110を乗じて得た額とする。

（予定価格調書への最低制限価格の記載）

第5条 市長は、事務の適正な執行を確保するため、予定価格調書の予定価格及び入札書比較価格が記載された行の下にこの要綱の規定に基づく金額を「最低制限価格〇〇円」と、更に当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を「入札書比較価格〇〇円」と記載しておくものとする。

（最低制限価格の事後公表）

第6条 最低制限価格を設定したときは、一般競争入札にあっては公告に、指名競争入札にあっては指名通知書にその旨を明記するとともに、当該最低制限価格については、それぞれ入札結果表において事後に公表する。

（落札者の決定）

第7条 入札の結果、最低制限価格に満たない価格で入札した者がいた場合には、入札執行者は、当該最低制限価格に満たない価格で入札した者を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

（準用）

第8条 この要綱は、随意契約における見積合せにおいて最低制限価格制度を適用する場合について準用する。この場合において、第3条中「一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知等」とあるのは「随意契約の見積依頼書」と、同条第2号中「入札した」とあるのは「見積をした」と、第4条第1項中「入札」とあるのは「見積合せ」と、第6条中「一般競争入札にあっては公告に、指名競争入札にあっては指名通知書」を「随意契約にあっては見積依頼書」に、「入札結果表」とあるのは「見積結果表」と、前条中「入札の」とあるのは「見積合せの」と、「入札した」とあるのは「見積をした」と、「入札執行者」とあるのは「見積合せ執行者」と読み替えるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関する必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
低入札価格調査制度実施要綱（平成17年6月1日施行）は、廃止する。
- 2 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの期間において実施する一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約に係る最低制限価格の算定については、第4条中「100分の105」とあるのは「100分の105（建設工事等の工期又は履行期間の末日が平成26年4月1日以後の日であるものについては100分の108）」と、第5条中「105分の100」とあるのは「105分の100（建設工事等の工期又は履行期間の末日が平成26年4月1日以後の日であるものについては108分の100）」とする。
- 3 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの期間において契約する一般競争入札及び指名競争入札並びに随意契約に係る最低制限価格の算定については、第4条中「100分の108」とあるのは「100分の108（建設工事等の工事目的物等の引渡しが平成31年10月1日以後の日であるものについては100分の110）」と、第5条中「108分の100」とあるのは「108分の100（建

設工事等の工事目的物等の引渡しが平成31年10月1日以後の日であるものについては110分の100)」とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の最低制限価格制度実施要綱の規定は、施行日以後に行う条件付き一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る入札から適用し、この要綱の施行の際現に行われている条件付き一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知に係る入札については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行し、同日以後に公告し、若しくは指名の通知を行った入札又は同日以後に最低制限価格制度を適用することとし、かつ、見積依頼を行った随意契約から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年7月25日から施行し、同日以後に公告し、若しくは指名の通知を行った入札又は同日以後に最低制限価格制度を適用することとして見積依頼を行った随意契約から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行し、同日以降に一般競争入札の公告又は指名競争入札参加者の指名の通知を行う競争入札から適用し、同日前に一般競争入札の公告又は指名競争入札参加者の指名の通知を行う競争入札については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行し、同日以降に一般競争入札の公告又は指名競争入札参加者の指名の通知を行う競争入札から適用し、同日前に一般競争入札の公告又は指名競争入札参加者の指名の通知を行う競争入札については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告若しくは指名通知を行う入札又は同日以後に最低制限価格制度を適用することとして見積依頼を行う随意契約から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に一般競争入札

の公告若しくは指名通知を行う入札又は同日以後に最低制限価格制度を適用することとして見積依頼を行う随意契約から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告若しくは指名通知を行う入札又は同日以後に最低制限価格制度を適用することとして見積依頼を行う随意契約から適用する。